

第九十四回国会 衆議院 通信委員会 議 録 第 九 号

昭和五十六年四月十六日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 佐藤 守良君

理事 伊藤宗一郎君

理事 畑 英次郎君

理事 阿部未喜男君

理事 竹内 勝彦君

秋田 大助君

長谷川四郎君

原田昇左右君

森山 欽司君

武部 文君

米田 東吾君

木下敬之助君

村上 弘君

出席國務大臣

郵政大臣 山内 一郎君

出席政府委員

郵政大臣官房長 奥田 量三君

郵政省電気通信政策局長 守住 有信君

委員外の出席者

会計検査院事務総局第五局電気通信検査課長 井上 隆夫君

日本電信電話公社総裁 真藤 恒君

日本電信電話公社総務理事 山内 正彌君

日本電信電話公社総務理事 玉野 義雄君

日本電信電話公社総務理事 小澤 春雄君

日本電信電話公社監査局長 森谷 昭夫君

日本電信電話公社職員局長 児島 仁君

日本電信電話公社営業局長 西井 昭君

日本電信電話公社業務管理局長 稻見 保君

日本電信電話公社計画局長 岩崎 昇三君

日本電信電話公社保全局長 菊地信一郎君

日本電信電話公社経理局長 岩下 健君

通信委員会調査室長 芦田 茂男君

委員の異動

四月十六日

辞任

福永 健司君

同日

辞任

原田昇左右君

同日

補欠選任

補欠選任

四月十五日

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

(中井治君紹介)(第三〇三三三号)

同(部谷孝之君紹介)(第三〇三三四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

○佐藤委員長

これより会議を開きます。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。村上弘君。

○村上(弘)委員 電電公社の高収益、昭和五十二年から五十四年、二年間で一兆二千八百億円、万

事値上げ時代に、部分的にしろ、料金値下げをし

なくてはならないほどに高収益を上げてきたわけ

ですが、この高収益は主に何によって生み出され

たのか、これをまず最初にお聞きいたします。

○守住政府委員 お答え申し上げます。

昭和五十一年度の料金改定を実施したわけでござ

いますが、その当時、いわゆる第一次オイルシ

ョックという急激な物価、人件費等の上昇があつ

たわけでございますけれども、その中で、公社の

財政基盤の確立を目的としまして国会の審議を経

て決定された料金でございますけれども、そのも

のほぼ計画どおり推移しておる、妥当なもの

だ、こういうふうに認識しておるわけでございま

す。しかし、またその後景気も回復する、人件

費、物価等も、わが国のいろいろな政策あるいは

国民の対応力というふうなことで、非常に懸命な

努力が続けられました、非常にいい結果を見た。

それからさらにまた、そういう景気の伸びを反映

いたしました、あるいはまたそのころの情報化社

会への進展というふうなものを背景としまして、

需要の伸びがあった。それからまた電電公社側に

おきましては、装置産業でございまして、

いろいろな技術革新を駆使してそれに対応してき

た、労使関係も非常によく、合理化に向かって

も努力をしてきた、こういうものがいろいろ総合

された要因ではないか、このように考えておる次

第でございます。

○村上(弘)委員 総合的にということ言われて

おるわけですが、国からは一文の補助も受けてい

ない独立採算制の公共事業である電電公社が、なおかつ高収益を上げることができた原因は二つある。一つは、国有の独占事業として大変高い料金を国民に押しつけてきたということ。もう一つは、公社の職員に対して大変低い給与、低賃金を押しつけてきた。この二つにあると思うわけです。

そこで、これは勝手な判断ではないということ

を事実で確かめたいと思うのですが、公社の

一般職員の平均的な給与、年齢や勤続年数など

の平均も含めて一体どれぐらいになっておるでし

ょうか。

○玉野説明員 お答え申し上げます。

一般職員の平均賃金は、ほぼ十七万五千円でござ

います。それから平均的な年齢でございますが、

三十五歳でございます。

○村上(弘)委員 平均年齢三十五歳、平均給与十

七万五千円。世間では、電電公社は大変もうかっ

ておるから職員の給与はさぞ高いんであらう、そ

う思っているだろうと思うのです。しかしなが

ら、三十五歳、これで大体勤続年数は十七年から

十八年だろうと思われまますが、それが名目して

十七万円ということですね。これは後で言います

が、手取りにすると十五万円前後ですね。世間では

大変意外に思うのじゃないかと思うのですが、

総理府が毎月全国の家計調査をやっております

が、ここにその資料を持っておりまして、

それによりますと、勤労者世帯の定期収入は、名

目でなくて実収入で月二十二万二千二十四円、こ

ういうことなんですね。名目十七万円と実質二十

二万円とでは、ずいぶん開きがあるわけですが、こ

のころは行政改革論が花盛りで、私も安い政

府というのは年来の主張であります、このころ

の行革論の主なねらいの一つは、公務員の給与は

も向けられておりますが、この公社職員の給与は

民間に比較すると一体どれぐらいになるか、千人規模以上の企業と比べてはどうでしょう。

○玉野説明員 私の方の給与は、最終的には公労委の仲裁裁定で決まっておりますが、その公労委の仲裁裁定が行われます場合には、民間産業と比較いたしまして、それとの均衡で決められておりますので、民間企業との比較においては、うちがそれより平均に対して低いとか、そういう点はないのではないかと、こういうふうに思っております。

○村上(弘)委員 大変な認識不足ですね。これは政府、労働省自身が毎年行っている調査なんです、その五十五年度の速報によりますと、製造業で千人以上の企業の場合、三十五歳から三十九歳の平均賃金が二十二万七千七百円。ですから、総理府の統計に比べても、あるいは労働省がやっておる民間の給与に比べても大変安いということが言えるわけですが、ちなみに生活保護基準と比べてどうであろうかということを思うのですが、比較したことがありますか。

○玉野説明員 先生おっしゃいますのは、まことに失礼でございますが、生活保護基準でございますしよか。

○村上(弘)委員 そうです。

○玉野説明員 これは調べたことはございません。

○村上(弘)委員 これは事前に通告していなかったからかもしれませんが、しかし常識程度にも知っておく必要があるのではないですかね。

これは大阪市の昭和五十五年度の生活保護基準でございます、夫が三十五歳、妻が三十歳、それから子供二人、九歳と四歳ですね、この標準家庭で、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、その他ありますが、この三つの扶助だけでも、合計すると十五万二千二百六十三円です。これはことしになるとまた上がっておりますが、大阪で、この三つで十六万三千五百九十三円、東京の場合は十七万五千九百九十三円になりますね。

そうしますと、公社職員の給与ですね、これは

大変なものだと思うのです。私が手元に持っているのは、昨春秋に調査した大阪のある職場の職員の給与と明細一覧なんです、三十五歳、勤続十七年で、いわゆる基準内賃金、基本給が十六万八千四百円、扶養手当が子供二人で、各千円ですから二千円、暫定手当、つまり地域給が一万一千二百円、合計して十八万一千六百円、さきの名目よりもまだこれは高いのですが、しかし実質はどうかという、共済組合掛金が一万四千九百八十八円、それから税金が、これは所得税と住民税ですが九千六百十円、それを差し引きますと、手取りは十五万七千二百円、さっきの数字よりも二万円少ない、こうなるのです。三十六歳、勤続十八年の場合を見ますと、基本給が十七万六千四百円、さきの扶養手当と地域給を含めまして十八万九千三百円、それから共済及び税金を差し引くと、手取り十六万一千六百円、こういうことですね。大変な低賃金だということなんです。ちなみに婦人の場合を見ますと、勤続二十一年で手取り十五万四千八百四十四円です。こういうような状態になっておるわけで、公社職員の相当部分は、大体三十五歳未満が五割を占めておるわけですから、もう大半が生活保護世帯及びそれ以下で、手取りにするわけです。こういう状態で、まさに驚くべき実態であるわけです。

私は、この驚くべき低い賃金が今日の公社の高収益を保障した最大の秘密の一つだというように思うわけです。ですから、今回も政府は公労協に対して回答を出していますが、昨年並みだというようなことになっていますが、とにかく職場の人々に聞くと、給与、賃金に対する不満というのはうっせきしてありますね。それを結局公社職員は夏期手当だとか年末手当などでやりくりをして何とかしのいでおる、こういう実態です。

私は不正経理問題は後でお聞きしたいと思っておりますが、そういうやりくりのうちに、年末手当プラスアルファ分というのがあります。これは当局の事務的不始末のために、不正経理問題などまると混同されて、去年はやみ給与と呼ばわりま

されてしまったね。それでこれを一時出すのを中止しました。ことしになって〇・三七七ヵ月分を出したわけですが、ついでに聞いておきたいのですが、これは公社はやり給を出したのですか。

○玉野説明員 これは郵政省、大蔵省その他関係方面の御指導も得まして、私たちとしてはやり給とではございませんで、オープンで一時金ということで出したわけでございます。

○村上(弘)委員 これは郵政大臣にも確認しておきたいと思います。

○山内国務大臣 会計検査の指摘をいろいろ受けたときには、労使協定によって決められたものを出し方が会計検査上不当であると、こういう指摘がございまして、出すことについては何らのあれがなかったのでございますが、いろいろ世評もございまして検討していたのでございますが、正当に協定されたものでございますので、郵政省としてもこれは出してもいいんじゃないかということには言っているわけでございます。

○村上(弘)委員 歯切れの悪い答弁だと思いが、このプラスアルファ分は、労使の協定に基づいて公社法上超勤原資から流用することも一向差し支えないものであって、全く正当なものだということとは確認しておきたいと思うのです。ただ手続を当局がやっていなかったということなんです、今後ともこういう問題についてやみ給与と呼ばわりなんという不届きなことは絶対に言ってはならないし、また政府、公社も、今後とも責任ある事務処理をきちりやっておくべきだということをつけ加えておきたいと思います。

次に私は、高収益と不正経理とのかわりは一休どうだろうか、こういうことについても聞いておきたいと思うのですが、さきに会計検査院が、不正な手続で公社会計から引き出されて裏帳簿で管理されていたという指摘をしていたの十二億二千三百四十三万円ですが、その中で四億八千万円は業務上必要のない目的のために使われていたということが報告されておりますが、一体この四億八千万円は何のために使ったのかということ

です。この使途をひとつ示していただきたいと思えます。

○森谷説明員 お答えいたします。

昨年の十二月十日に会計検査院の方から、先生ただいま御指摘になりましたような不正経理ということで指摘されたわけでございますが、それにつきましてわれわれも非常に重大な問題と受けとめまして、電電公社に与えた損害というものは一日も早く回復しなければいけないという立場で、業務上の必要性が濃いものと薄いものとに分かちまして、業務上の必要性の薄いものについて弁済することになったわけでございます。

そこで、並行して会計検査院も検定のために調査を実施していただいたわけでございますが、私たちも一時的に会計検査院の検定の状況なんかも参考にさせていただきながら、業務上の必要性の濃いもの薄いものというところで、とりあえず一月中に概算という形で四億六千七百万円は急いで返さなければいかぬということでお返ししました。

しかしこれは、さらに精査をいたしましたところ、一千三百万ほど会議費関係で追加すべきではないかという判断に立ちまして、三月十七日に追加弁済をいたしました、合計が、先生のおっしゃったように四億八千万になったわけでございます。これはいづれも業務上の必要性が薄いものについて別途経理した金を使っておったということで、これは公社に損害を与えたという立場で自主的に弁済をさせたということでございます。

○村上(弘)委員 何に使ったかと聞いています。

○森谷説明員 弁済するために、業務上の必要性の薄いものと業務上の必要性の濃いものとの基準のことをお尋ねかと思いますが……(村上(弘)委員「違います。何に使ったかを聞いているのです」と呼ぶ)部外者との会食、これは販売促進とか道路占用等の部外折衝等、そのほかいろいろありますが、そういったものと、それから業務が深夜にわたった場合の夜食でありますとか、それから業務終了後の深夜帰宅のタクシー代であり

○村上(弘)委員 それに対して大体近通局長と同じ見解ですか。

○児島説明員 その後文章の裏の意味もよく確かめたのでございますが、この本件の不祥事件については、不祥事件そのものの責任は公社にあるところ、力点が加わっておるのだということでございます。したがって、そういった金の支出をしてそういったことに使用した責任は公社にあるのであって、もう一つ言いたいことは、それを労使の癒着という関係において支出したものでないということを言いたいためにそういった文章になったということの報告を聞いております。

○村上(弘)委員 労使の癒着でなくて一体何のために使ったのかということは一向にわからぬのです。何の説明もいまままでの話ではつけられていないわけですよ。ですから、口で何と言おうと文書で何と書こうと、これは労使癒着の手段として行われておった。そのために一千万円が連日湯水のように使われておったということであるし、その責任は公社の側にあります、こう言っているわけですね。組合側になんかにもあらずだと思われませんが、こういう接待というものの本来の目的は労働組合の懐柔ということになります、何のために懐柔するのかということがやはりあるだろうと思うのです。

あなた方はお答えにならぬから私言いますけれども、これは当然先ほどのような驚くべき低賃金ですね。その他過酷な合理化ですね。こういうものを労働者、労働組合に押しつけていく、それがやりやすくなるようにしていくところにある最大の理由があるだろうと思うわけです。

こういうようなことは、昭和五十三、五十四年のこととしてたまたま会計検査院が摘発しておるわけですが、決してそのときだけじゃないと思うのですが、それ以前は全くなかったかどうかというところがやはり問題になると思うのです。検査院の方来ておられますか。——今回の不正経理に関する検定検査の総括表というのを見ますと、五十二年からの繰越額が九万五千四百九十二円と出

ておりますね。金額はわずかですが、繰越があったということは、五十二年度も不正手段による裏金づくりが行われ、それが使われ、その結果これだけ残ったから繰り越せたということになると思われ、それが、そのようないわゆる空出張や空会議、また、そういう不正な支出というものが五十二年度及びそれ以前にもあったのではないか。その点について検査院どう見ておりますか。

○井上会計検査院説明員 お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、五十二年度におきましても行われておったと考えられるわけでございませう。しかし本院といたしましては、限られた人員で多くの部局につきまして膨大な額の会議費を検査したこと、当局側におきまして資料の整備が必ずしも十分でないこともありまして、五十三年度までさかのぼって検査するのが精いっぱいございまして、五十二年度まではさかのぼって検査しておりません。

○村上(弘)委員 検査ができない状況だということですが、あつたということは認めているわけですね。したがって、こういうような労働組合の懐柔策、そのための接待ですね。こういう労務政策というものは電電公社はずっと長期に続けてきたということになると思うわけです。

私も幾つかの資料がありますが、たとえば昭和四十八年、これも大分前になりますね。近畿のある労働組合の幹部と公社のある幹部がある料亭に行つて飲み食いをしていましてね。そこには酌婦五人をはべらしておる。これはもう正常な労使交渉などとは言えないわけですね。そしてそのときは一回で約二十万円公社の会議費から支出をしておりまして、日常茶飯事になっていたということが言えると思うわけです。

私は、こういうような公社の労務政策、その根本にある経営方針というか、大変高い料金を国民に押しつけ、他方、職員に対しては低い給与、過酷な合理化を押しつけていくということがこういう姿になってあらわれてきておるといふように思うわけです。したがって、今度料金問題が検討

されておるわけですが、それを審議する前提としては、こういう公社当局の経営方針、その基礎にある労務政策、そこをしっかりと反省してからなければまともな対応はできないじゃないかと思われ、それが、真藤総裁は、この不正経理問題について実態を明らかにし、国民の不信を解くようにするんだと言いましたが、こういう点についての程度の反省をしておりますか。

○真藤説明員 この前お答えしました方針でいま着々と進めております。したがって、今後、さつき申しましたような時期には大体のものが出てくる、またそれに対する対策も着々と実行するというふうに考えております。

○村上(弘)委員 それじゃその十二億、その中の四億八千万、とりわけ不当な労務接待ですね、一千万円、この内容は具体的にこの委員会に報告されたいということを要望しておきたいと思うのです。

そこで、料金問題自体に入っていくわけですが、公社が一体どれだけ大変なものを上げてきたかということからお聞きしたいわけです。

公社発足当時から昭和五十四年の末までの間に電話料金及びその全体の事業収入及び事業支出、建設投資、有形固定資産並びに全職員の平均賃金、これは何倍ぐらいいったか、これをまずお聞きしたいと思ひます。

○岩下説明員 お答えいたします。

賃金の方は後ほど御説明申し上げますけれども、総収益につきましては、昭和二十八年度をベースにいたしますと五十四年度が三十七・七倍でございます。それから総費用が同じく三十五・〇倍、それから収支差額は二十八年度が五十一億円でございましたが、五十四年度が四千五百二十九億円でございました。建設投資が同じく二十七・五倍、それから固定資産でございますが、これは簿価で申し上げまして三十一・八倍、それぞれ二十八年度に対する倍率でございます。

○村上(弘)委員 大変な高成長ということになると思ひますね。それを支えてきたものが先ほど言

つたような高料金と低賃金ということになるわけですが、私は電話の料金が大変高いということについていつも思うのですけれども、かつて電話をつけるのには何カ月も待たなくてはならなかった、こういう時期がありました。いまも売買はあるとしても、当時は大変高い値段で売買されておったわけですね。そういう条件の当時にいまの高い料金体系というものがスタートしており、しかもそれがいまだに続き、むしろ拡大再生産されておる。電話債券、設備料、基本料、通話料、付加使用料、移転料など、あらゆる名目で国民はしぼられておるわけですね。加入者は、いまや頭打ちぐらいに全国自動即時化が完了しておるといふ状況でも、そういう電話をつけるのに何カ月も待たなくてはならぬ当時の体系が続けられておる、こういう状況だと思ひます。

では、この莫大な高収益は一体どこに流れていっておるのかということが問題になると思うのです。それは一つは銀行や商社や大企業が主に使っておるデータ通信に最近とりわけどんどん投じられておるといふことが言えると思うのです。データ通信の収支状況はどうでしょう。

○岩下説明員 お答えいたします。

公社の場合に、データ通信の収支につきましては、決算上ずばりつかむという仕組みになっておりませんので、これは人員あるいは設備を各事業で共用に使うということがございますので、決算上のシステムではございませうが、総事業の決算を一定の前提で分計したものでデータ通信について見ますと、五十四年度の場合に、収入が一千四百六十三億円、これに對しまして支出が一千六百七十五億円、差し引き二百十二億円の赤字になっておりまして、収支率で申しますと、一一・五％になっております。

なお、これを前年度に比較いたしますと、収支率が一二・二％でございまして、ここ数年データ通信事業の収支は逐次改善を見ておりまして、五十四年度から五十五年、五十六年度とさらに一層の改善が期待されておりますし、なお私も

も改善すべく努力を続けてまいりたい、かように思っております。

○村上(弘)委員 いまの数字は総計で言われておるわけですが、これは四十八年から五十四年の間のデータ通信の赤字総額は二千六百八十八億、五十四年度の場合、設備サービスの面がとりわけ赤字を出しておりますが、差し引きすると五百一億円の赤字を出しております。約二千八百のユーザがありまして、これを一ユーザ当たりに見ると千八百万円の赤字サービスをやっているということになると思ふのです。大変手厚い保護をこういう商社、銀行筋に対してはやっておる、その穴埋めを高い料金で国民はさせられておる、こうなると思ふのです。

もう一つは、建設面において大企業は相当サービスを受けておるということになるわけですが、昭和五十六年度の建設投資一兆七千七百億円でいうことになっていますが、公社発足以来の建設投資総額ということになると、どれぐらいになりますか。

○岩下説明員 お答えいたします。

発足以来五十五年度までの投資総額の累計が約十八兆五千九百億円でございます。

○村上(弘)委員 私どもの調べた数字では約二十六兆ということになっていますが、大変な建設投資をやっているわけですが、昭和五十四年度の資料調達額六千三百九十七億円で、その五七％、つまり三千六百十六億円で日本電気とか富士通などいわゆる電電ファミリー上位十社に発注されているわけですね。結局高料金そして高収益、そこから設備投資、こうなっておるわけですね。いわば加入者はだんだん頭打ちになってきておるけれども、設備投資の方は毎年どんどんふえていておるということになりますと、投資の内容が移っていつておるというようになりますから、国民の側は電話料を高く払わねばならぬ、国民の側は電話料を高く払わねばならぬ、その払ったお金が非電話系部門にどんどん使われておる、こういう関係になっておるわけですね。ですから高料金、低賃

金で利用者や職員は二重、三重にいわば大企業に吸い上げられていっておるということになっておると思ふわけですね。いまの高収益も、実際は、財務制度を見直すならばもっと多いということが言えると思ふのです。

減価償却率、これはどの会社でも公表しているものですが、電電公社の減価償却率は一体どれぐらいか、第一次五カ年計画から第六次五カ年計画までそれぞれの平均値はどれぐらいになっていきますか。

○岩下説明員 お尋ねの減価償却、これは正味固定資産額を分母にした当年度の減価償却費の比率、かように理解しておりますけれども、第一次五カ年計画中の平均、これは単純な算術平均でございますが、七・二％、それから第二次が七・一、第三次が九・六、第四次が一・二、第五次、これは四十八年度から五十二年度まででございますが、これが一二・六％、かような状況になっております。

○村上(弘)委員 技術が進歩するということは、耐久性の面でも前進するというに当然なるはずなんです。ところがいまの減価償却率でいきますと、第一次と第四次、第五次とを比較すると、償却率は逆に大体倍近くになってきておるという状況なんですね。五十六年度の減価償却費一兆二千三百億円で、これをもし第一次、第二次当時の償却率でやったらとすると、少なくとも減価償却費は約半分の六千億程度で済む、こういうことになっていきます。ついでに言えば、定率法から定額法に変えるだけでも、昨年度、昭和五十五年では約二千億円の浮いてくる、こういう勘定になると思ふのですが、こういうような財務制度であるいはたくさん名目で利用者から高い電話料金を吸い上げておる、こういう状況から見ると、ならば、今回の電話料金の部分的な引き下げ、これはやらぬよりもやった方がいいわけですが、余りにも部分的であり小幅であるということが言えるのじゃないかと思ふのです。この面で、遠距離料金は外国に比べては今回の引き下げほどの程度の

ものになるか。外国の例はどうですか。

○西井説明員 ただいま先生御指摘のとおり、わが国の電話料金は長距離になりますと外国に比べて高うございまして、日本で一番遠い区間の七百五十キロメートルを超えるところが現在二秒半十円でございまして、外国と比較いたしますときに、外国の料金制度がまちまちでございましてから直接的に比較をするのはなかなか困難でございまして、仮に三分間おかけになったときの料金比較で申しますと、これは為替レートが若干動いておりますと、各国とも電話料金が都市によって変わっておりますのでございまして、一応本年の一月五日現在の為替レートで、そのときの料金で比較をいたしますと、日本は一番高い七百五十キロメートルを三分間おかけになったときには七百二十円でございまして、アメリカが同じく二百五十三円、イギリスは標準時とピーク時とございまして、ピーク時で申しますと、三百四十八円、西ドイツは三百五十五円、フランスは三百三十円、こういうふうになっております。

○村上(弘)委員 大変な開きがありますね。東京から鹿児島までの距離が九百八十五キロで、いまの基準でいくと七百二十円、今回の値下げで六百円ということになるわけですが、その同じ距離で比べてみると、アメリカの場合だったら二百五十三円、イギリスの場合だったら二百三十二円、フランスが三百三十円、これは公社の一月の資料で主要国電話料金の比較として出ていますね。いずれも半分以下ですよ。ニューヨークからホノルルまで約八千キロ、これがアメリカの場合三百二十円です。東京から鹿児島までの料金の半額と申すような状況にあるわけですね。こういうことから考えますと、今回の遠距離料金の引き下げも余りにも小幅である。特に私、痛感するのは東京大阪間、これは一番市外通話でも利用度数の多い分野とも思いますが、せめて三百キロ以上ぐらひは遠距離料金の引き下げ対象にすべきではないか。名古屋、大阪などは、東京からかける場合に割引されるというふうにするべきではないかと思ふ

のですが、どうですか。

○西井説明員 ただいまおっしゃいましたとおり、一番長距離は確かに日本は異常に高くなっております。東京大阪と東京名古屋の例を御質問でございまして、東京大阪の例で申しますと、日本でもし仮に三分間かけましたときには四百五十円、昼間料金でございまして、料金をいたただくわけでございますが、諸外国は、イギリスのピーク時料金で大体三百五十円程度、西ドイツも大体同じでございまして、それからアメリカ、フランス等は、フランスが大体三百三十円、それからアメリカが大体二百五十円程度でございまして、東京大阪は若干日本の方が高いということでございます。

それから東京名古屋でいたしますと、大体これは三分間かけますと、わが国は三百六十円の料金をいたしておりますが、これは大体諸外国とはほぼ同等でございまして、私どもの感じでは、三百二十キロ程度の東京名古屋あたりの大体は諸外国並みの料金、それからだんだん近間になりますほどわが国の料金は安くなっております、こういうことでございます。

なお東京大阪はいま申しましたように、わが国の料金は諸外国に比べて一月五日のレート現在では確かに若干高くなっておりますが、御存じのようにレートというのはしよつちゅう動いておりますので、レートの円安のときはそれほどでもないというのが実際でございまして、また料金値下げをいたしますときに、公社の経営上の配慮もある程度勘案をいたします関係で、今回長距離の二区間について料金を引き下げたい、こういうふうにご考慮を次第でございまして。

○村上(弘)委員 だんだん近くなるにつれて余り違わぬのだ。さらに言えば、市内料金なんかはむしろ日本の方が安いのだ、こういうような論になつておるわけですが、実際にはこの市内料金だつて諸外国に比べて決して安くはない。時間がなければこちらから言いますが、たとえばニューヨークの場合は、三つの選択制がありますが、回数制と

いいですか、この場合は基本料金が千五百四十二円です。同一及び隣接局内では一回通話料が十六・四円で、これは十円より高いわけですが、しかし、八百円までは基本料の中で全部賄っているわけです。ですから、月四十八回かけるとすれば、それまでは全部基本料、千五百四十二円で賄われる、こういうことになるわけです。

また時間制の方で見ますと、基本料が千三百四十二円で、これも基本料が安い。同一及び隣接局内の場合は、最低の通話が五分間で十五・二円になっています。日本の場合は三分で十円、それを超した場合は二十円になる。向こうは五分までは十五・二円ですから、基本料も安いし、度數料も安い、こういうようなことになっていますし、朝夕、土日、これの割引は日本よりうんと安い、こういうようなことになっていますね。日本の場合は設備料八万円、実際には耐用年数九年間とすると、一年間八千九百円をまず最初から払わせられておる。基本料が千八百円、これは五級地の場合ですが、こうして見ますと、一年間に何も電話をかけなくても三万五百円は負担させられておる、こういうようなことになるわけです。こういうことを見ますと、市内料金だって非常に高いということが言えると思うのです。

今回の遠距離料金の若干の引き下げをやるに当たっては、市内料金を引き上げたい。市内料金を上げるには遠近格差を是正しておかないとぐつが悪い、こういう論がよく聞かれるのですが、今回の遠近格差の是正は市内料金引き上げの前提なのかどうか、この真意をただしておきたいと思うわけですが、総裁どうですか。

○真藤説明員 具体的には私の頭にはいまおつしやったようなことは、現時点ではございません。

○村上(弘)委員 現時点ではということは、いわゆる遠近格差を是正した曉においてはあり得るというようにとられるわけですが、ついでにこの際にお聞きしておきたいわけですが、同じ市内でも、たとえば大阪の摂津市の場合には○六番と○七二六番と二局がありますね。東京の府中の場合

だったら三つの局がありますね。そして同じ市内
 だったら三分まで、つまり百八十秒間で十円です
 が、隣接局になると八十秒で十円ですから、同じ
 市内で倍以上の電話料を払わせられる。また番号
 表その他非常に不便でもあるわけですね。アメリ
 カ、イギリスなどでは隣接局は同一市内並みの扱
 いをやっていますが、せめてこういうことはすぐ
 改めてはどうか。摂津市だとか府中市など同じ市
 内でこういうような料金を払わせられるというよ
 うなことは直ちに改善すべきだと思いますが、ど
 うですか。

○西井説明員 お答えいたします。
現在公社は全国を五百六十七の単位料金区域に割りまして、五百六十七の単位料金区域内は三分十円という料金にいたしておりますが、当初これを決めましてから、その後日本国におきまして市町村合併等が非常に推進がございまして、その結果かつては同一行政区域であったものが幾つか集まった結果、単位料金区域と市町村界とが必ずしも合わない、こういう実態が出てきたことは確かにおっしゃるとおりでございます。その結果一部の、全体から見ますときわめて一部でございますが、一部の市町村におきましてその市町村区界と単位料金区界とが變わつておる、こういう事態が出てまいってきたことも確かでございます。

これを解決いたしますのに、ごくわずか単位料金区域と市町村界が変わっておるものにつきましては、地元の住民の御要望がございました場合にはそれに合わせてまいっておるわけでございますが、電話局ごあるいは非常に多くの方を切りかえるということになってまいりますと、公社側の経費も非常にかかるということでございますので、実態的にはそういうところについてはなかなか御要望に応じかねるというのが実態でございます。

ただ、こういう問題につきまして、これを基本的に解決するためには、いまでもお話のございましたイギリスのグループ料金制等を参考にいたしまして、それを日本にふさわしい料金体系というも

のに適用いたしまして、そういうことを今後検討してまいるのが一番本来的な行き方ではないか、こういうふうに考えておる次第でございます。

○村上弘 委員　時間が来ましたので終わらなくてはなりません。矛盾があってもそれはお金がかかるから直しません、取れるものは何でも取る、これがいまの公社の姿勢になっておると思うのです。こういうことはもういっぱいあります。最後に指摘しておきたいのです。

たとえば電話の一時撤去料の問題ですね。たとえは海外に出張する、その間一時電話を取り外しておきたい、こういう場合でも工事料金を千円取ることになっていますね。その場合に、急ぐからということでも本人が自分で取り外して電話局に持っていくても千円取るのですね。近通局の場合は、昭和四十八年七月までは本人が持参した場合には、そして公社の方でどうしても手がないのでということでも頼んだような場合でも千円取るといううような——それまでは無料で取り外しておたわけだけれども、それ以後は全国統一するのだというところで本人が持っていくても千円取るというように悪い方に統一する、そういう指示文書を出していますね。

それからもう一つは、電話を設置した事務所や住宅が使用開始が都合によって先に延びるというような場合、最初の三カ月間は基本料は取らないというように、たとえば近通局などでは昭和五十二年当時までやっておったようですね。ところがこれもぐあいが悪い、とにかく設置したら——その事務所は当初分めから計画を延ばして使わない、あるいはそこには住まない、全くそこは使わない状態であっても、つけたら即基本料を毎月取るのだ、こういうように改悪しておるわけですね。

現地がまだ実情に即したことをやっておつても、それすら全部悪い方に統一するというようなことがやられておりますが、せめてこういうことは正すべきじゃないかということをお尋ねし、また総裁に、こういう高料金、低賃金で国民や職員

に大きな犠牲を与えながら大変なもうけを上げ、しかも当局の側からつくり出している矛盾ですら、その解決は利用者の側に押しつけるというようないふなり方などは、もう改めるべきじゃないかということについての姿勢というか決意をも最後にお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○稲見説明員 最初のお尋ねの一時撤去等につきまして、最初にお答えいたしていきたく思います。

簡単に申し上げますと、近畿地方の場合、一時撤去につきましては、お話のごとくかつてお客様の方で電話機を急いで取り外しまして電話局へ持ってきてくれるというケースにつきましては、最低単位の工事料と申しますか、移転料としての千円を免除と申しますかいただかないという運用上の措置をしておたことは事実でございます。しかしながらだんだんとケースが増加してまいりまして、一つの事情変更なんですけれども、全国的にこれをはっきりする必要があるだろうということで見直しまして、その結果、外目には見えない電話局側の回線の切断工事であるとか、そのほか幾つかの局内側の工事というのは当然伴うわけで、その点に着目してやはり最低の工事料、移転料としての千円というものは全国統一してちょうだいする方がむしろ実態に即しておるだろう、こういうことで統一した経緯がございます。

それからもう一つの 政策の際であるとかあるいは長期の不在の際の基本料の問題でございませけれども、これも実は実態といたしましては近畿の方が少しシビアだったわけなんですけれども、これもだんだんと全国的に電話が普及した結果、その種ケースの増加に対応しまして全国的に一つの物差しをはっきりした方が公平を期することになるだろうということであるいろいろ検討しました結果、お客様の方の御都合で当初お約束した日を日延べいたしましたして開通日がおくれるという場合も、電話局の方としてはそのお客様専用電話番号あるいはスイッチあるいは局外の設備というものはずっと保留していることであるから、この場

合はやはり基本料というものはその保留に対応してちょうだいするのが適当であらう、こういうことで統一をしたわけでございます。

○真藤説明員 この電電の仕事の内容というものが大きく変わっていきつつあります、また変えざるを得ない状態でございます、いま先生からいろいろ御意見承りまして、参考にしながら変えていきたいと思ひます。しばらくお待ち願ひます。

○佐藤委員長 村上弘君の質疑は終わりました。依田実君。

○依田委員 今回の遠距離格差の是正、そしてまた各種割引料金の導入、これを実施なさる根拠といひますか、いわゆる総収入に対して総費用との間で余裕が出てきた、こういうことでおやりになるのか、あるいはまたいまの料金体系というものの対して疑問点があつて体系自体をこれから直していく必要があるのか、こういうどちらの観点から今度の値下げをおやりになるのか、その辺をお伺ひしたいと思ひます。

○西井説明員 ただいまの先生のお話の中で申しますと、どちらかと申しますと後の方に重点を置いた体系は正でございます。

わが国の電話の通話料体系は、ただいまもお話が出ておりましたように、近距離が安くて長距離が高い、こういう料金体系になっておりますので、公社といたしましては、この体系、いわゆる遠近格差の縮小ということが本来あるべき料金体系であらう、こういうように考えておる次第でございます。たまたま最近公社の経営状況も非常に順調でございますので、今回はそういう体系は正の中で長距離区間については正を行つて、いわゆる料金の値下げを行ひまして、そして体系は正の先取りをする、こういう考え方に立ちまして今回の長距離料金の値下げをお諮りしておる次第でございます。

○依田委員 そういう体系上から格差をもう少し縮めていこう、こういうお話でございますけれども、先ほど外国の例がございましたが、外国の例

は問はずとも、まだ遠距離格差、こういうものについて多少大きく過ぎるんじゃないか。と申しますのは、郵便などは御承知のようにどこへはがきを出そうが四十円、また電電のお仕事の方で言へば電報もこれまたどこへ打とうが料金は変わらなない。こういうことから言う電話だけなぜこれだけの格差が出てくるのか、そこに多少長い距離を送るのについては途中増幅をしなければならぬ、こういうこともあるんでしようけれども、どうもそのコストからこれだけ格差がつくとは思ひれないわけでありまして、そういう意味で遠距離格差がここまで必要な理由というのがどうもはつきりしない。その辺について御説明をいただきたいと思ひます。

○玉野説明員 先生ただいま御指摘ございました電報とかそういうものが全国均一だ、ところが電話は距離段階を刻んで料金が違ふ、その辺の御質問だと存じますが、御承知のように電報等につきましては受付、配達費が大部分でございます、それを遠距離送る伝送経費といひますか、これは一割か二割という状況でございます。したがいまして、そこで差をつけるということは余りウエー

トが高くないわけでございますが、電話料につきましては、御承知のように基本料は、固定的に決まっておりますのは三割程度でございます、あとは通話の距離に従つてかけられた経費によつていただくというのが七割になっておるわけでございます。したがいまして七割のものを一律パアにいたしますと、その負担の公平感が著しく崩れてしまひます。したがいまして諸外国におきましても、電話につきましては距離段階で刻んでやつていくということにいたしておるわけでございます。

やならぬのかというと、どうもはつきりしない。つまりその辺のコスト計算というのが果たしてできておるのかどうか。もしできておるのなら、ちよつとお知らせをいただきたいと思ひます。

○西井説明員 ただいまの御質問は、電話の通話料の遠近別、距離段階別の通話コストはどういうことになつておるかという御質問だと思ひますが、この電話の通話と申しますのは、ある対地から対地へかけますときに、通話のルートが必ずしも固定してありませんでして、たくさんさんのルートを通じて通話が運ばれておるといふ実態がございます。

〔委員長退席、堀之内委員長代理着席〕それから、そこにあります設備も、古い設備、新しい設備、いろいろございます、また区間によつて非常に大東の回線のいつております区間、それから小東の回線のいつておる区間、そういうことによつて設備費並びにそれに伴ひます経費もまちまちでございます。そういうことで、この電話の通話料金の距離別原価といひますのは非常に出しにくい性格を持つております。これは諸外国とも同様でございます、この電話の距離段階別のコストを出しておる国は私どもも知つております。範

ら岡山へ電話をする、あるいは東京から大阪へ電話をする。単純計算から言へば、岡山の方がいろいろコストがかかるから高い。これは当然なんでありまして、先ほどの局長のお話のように、いろいろルートがあつて、たとえば岡山へ直通のルートがあつてつながらる場合と、大阪への場合に、大阪への直通ルートがなくて北陸を回つていく場合では、これはその一瞬間において一つのケースについては大阪の方が費用がかかる、こういうことがあり得るわけでありまして、そういう意味においてなかなかむずかしいのだらうと思ひますけれども、その辺のことがない、何かどんぶり勘定で遠距離をこのくらいにしておいて近距離はこのくらい、そして収支総合でこのくらい、これではなかなか納得がいかない、こう思ふわけでありまして。そういう意味で、多少もう少し理論的な裏づけといひますのがこの遠距離格差に欲しいのじゃないか、こういうふうにお思ひます。

それは同じような意味で、料金は御承知のように架設時の費用とそれから毎月の料金、これは基本料と度数料になつておるわけでありましてけれども、こういう費用といひますのがそれぞれ使用目的、つまり架設料といひますのは建設投資だけに使われるのか、そういう区分といひますのははつきりしておるのかどうか、この辺についてお伺ひさせていただきます。

○西井説明員 お答えいたします。ただいま電話を新しくつけていただきますときには加入料と設備料とそれから債券といひますのを引き受けていただいております。

で、その結果によりまして、市内通話は現在の三分十円といひますのは相当なコスト割れの料金でございます、長距離はやはり依然としてコストに比べて料金が高い、こういうのが大体いまの公社の検討結果の内容でございます。

それ、加入料は一番安い三百円という料金でございますが、この加入料は、電話をお申し込みになりました、それを帳簿につけたいろいろな事務処理をいたします、大体この事務処理に見合う料金が加入料、こういうふうな私どもは一応理論的には割り切つております。ではそのいまの三百円がそのとおりきちんと見合つておるかといひますと、実態はもう少し高いのでございますが、一応考えとしては加入料はそういうものに見合ふも

○依田委員 コスト計算は確かなかなかむずかしいだらうと思ひます。たとえば東京か

の、こういうふうに理解をしているところがございます。

それからその次に設備料でございますが、これは電話局によって若干違っております。東京等の大都市では八万円の設備料をいただいているところでございますが、この設備料につきましては、一応現在のところ、電話をお使いになるために最低その加入者が専用をされます設備、それに見合うまでの相当額程度を設備料にしたいというふうに考えております。

御存じのように、電話といえますのは電話局のスイッチから先に参りますと一つのスイッチが何人もの方の共用になっておるわけでございますが、電話局の配線盤といえますか、ちょっと専門的になりますが、配線盤から電話局の加入者の端末に至ります間は、現在の設備でございますと全くその方の専用の設備になっておるところでございます。したがって、公社といたしましては、その方のために敷いたこの設備にかかわる料金を設備料でいただきたい、こう思っておるわけでございます。そういったしますと非常に設備料が高くなる関係もございまして、現在のところ、大体専用部分の約半分程度を設備料で負担をしていただいて、あとは毎月の料金その他で回収をしていく、大体こういう考え方をとっております。

それから債券でございますが、債券はいま申しました加入者の専用の設備にかかわりますものほか、日本じゅうに電話の通話ができますように、電話の交換局でありますとか途中の伝送路という設備費がかかるわけでございますが、これも大体一加入当たりにかかります全体の経費の約半分程度を債券で引き受けていただいて、残りは毎月の基本料で回収をする、しいて申し上げると一応こういう理屈でございます。そのほか、この設備料あるいはそういうものの考え方といたしまして、端的に申しますとそういういろいろな考え方がございまして、とりあえずはそういう考え方で割り切っておるところでございます。

ただ現在の、特に債券に至りましては、電話局

の大小によって著しく債券額が上下に変わっておりますのは御存じのとおりでございます。基本的にはそういう考え方でございますが、あとは、そのほか加入者数の少ない小さな電話局等におきましては、効用面等も考えまして債券額というのはいまの考え方よりかなり低く決めておる、こういうのが実態でございます。

○依田委員 先ほど外国の遠距離格差の例については御説明がございましたけれども、割引料金、これについては各国の状況はどういうふうになっておるのでしょうか。

○西井説明員 割引料金の中で公社がいままで実施いたしておりますのは夜間の割引料金でございます。まして、今回お願いいたしておりますのは日曜、祝日の割引のできる根拠を法律上設定していただきたいということをお願いをいたしております。また、この夜間料金それから日曜、祝日の割引料金というのは、先進諸国におきましてはほとんど大部分の局で実施をいたしておる、こういうのが実態でございます。ただ実施の中身は各局によってかなりまちまちでございますが、何らかの形で実施をしておるというのが諸外国の実態でございます。

○依田委員 合理化の成果でこうやって料金を値下げしていただく、これは非常に結構なわけでありまして、先ほどの委員のお話もあつたように、やがて近距離の通話料の値上げ、こういうことになつても困るわけでありまして、この辺、収支の将来見通し、こういうものについて公社はどういうふうにお見通しを持っていらっしゃるのか。

○岩崎説明員 お答えいたします。

五十六年度の収支差額は九百三十八億円でございますが、これは昨年の十一月に実施いたしました深夜割引制度の新設と夜間割引の時間帯の拡大並びにたまたま法案でお願いしておりますところの遠距離料金の値下げ、さらに日曜、祝祭日の割引というものを全部含んでおるものでございます。

それで五十七年度はどうかということでございますが、五十七年度も、いろいろ経営努力をいたしますれば、大きな経済変動がなければ収支差額は黒で推移できるというふうな思っております。五十八年度以降が非常にむずかしい問題でございますけれども、全体的な見通しとしては漸次収支は悪化するという方向でございますが、やはり高度化、多様化したままです、また情報化の要請が非常に強いわけでありまして、それらの利用者の御要望にもこたえつつ、またサービス水準も現行のサービス水準を維持するという形の中で、できるだけ料金水準を現行のまま維持するということが公社として課せられた使命であると思っております。現在総裁の方からどのような増収あるいは経費節減の対策があるかということの検討を命ぜられておりました、鋭意検討しておりますわけでございますが、その対策を打つにいたしましたも、またそれに伴ひまして解決しなければならぬ問題点等も出てくると思っております。そこいらの検討結果が明らかになりますと五十八年度以降のことも申し上げられるようになると思っておりますが、現在のところ五十八年度以降がどうなるというところはちょっと申し上げられない段階にございます。

○依田委員 データ通信の方へちょっと移らしていただきますけれども、これから公社の中のデータ通信の分野も広がるのじゃないか、こう思うわけでありまして。また需要も多くなるのじゃないか、こう思うわけでありまして、このデータ通信の問題で、公社は、いわゆるデータバンクといいますが、あるいはまた、そういうものは積極的に出になるのか、あるいはまた、そういうものは民間に任せて公社としてはハードの方だけでおやりになるおつもりなのか、あるいはそこには何かいままで話しかいたいの経緯があるのかどうか、お知らせいただきたいと思ひます。

○西井説明員 データ通信につきましては、ただいま先生お話しのとおりでございます。民間でもやっておられますし、公社もデータ通信設備

サービスということをやっている次第でございます。その中で、データ通信の中のいわゆるデータバンク関係のことでございますが、これは世間様で言われております意味でデータバンクとデータベースといろいろのお話がございまして、データベースとデータバンクの話から少し時間をいただいております。

現在わが国におきましては、社会活動の高度化それから広域化に伴ひまして、科学技術の情報でございますとか、経済の情報でございますとか、いろいろな情報に対しましてニーズが非常に高まっておりますが、欧米諸国ではそういうものを国家的資源として、その利用方法等について非常に積極的な施策が推進をされておるところでございます。わが国のデータ通信におきましては、わが国のコンピュータの保有はアメリカに次ぐ世界第二位の保有国でございますが、データベースの分野についてはむしろアメリカとの格差が最も著しいものでございまして、ヨーロッパ等に対してもおかれておるというのが実態でございます。公社といたしましては、このデータベース問題というのは国が指導をされまして振興、推進をされる必要がある、こういうふうな考えている次第でございます。

このデータベースといえますのは、大きく申しますと、データベースのもとになります情報の収集、編集、それからそれをコンピュータに乗せますソフトウェアの作成、この二つが大きな要素になつておるわけでございますが、そのうちのデータバンクにかかわりますいわゆる情報の収集、編集といふものにつきましては、これはまさに情報の内容そのものにかかわるものでございまして、いわゆる公衆電気通信役務の提供主体である、裏を返しますと情報を伝達することを主たる任務としております公社としては、これは関与すべき性格のものではない、このデータベースにつきましては、その情報の内容を持つておられるそういうところが、まさにどういうデータバンクを編集し、どういうものをコンピュータに乗

せるべきかということをお判断になるのが適当であらう、そういう意味で公社は、ただいまお話のありましたデータバンクについては実施をしない、こういうたてまえをとっておるわけでございます。

ただ、そういうことで根元のデータバンクをおつくりになりまして、それをコンピュータに乗せましていわゆるソフトウェアの作成、こういうものにつきましては、先ほど申しましたわが国の置かれた立場からいまして、そのソフトウェアの作成について御協力の要請がございました場合には、これはコンピュータに乗せる技術といえますのは電気通信技術と非常に近いものでございまして、そういうことについて公社に協力をし、ソフトウェアの作成等につきましては積極的に御協力を申し上げたい、こういうふうな考えている次第でございます。

○依田委員 先般銀行のオンラインシステムで二回ばかり故障が出て払い戻しが不可能になって混乱したことがあるわけでありまして、これは公社の直接の責任じゃないと伺っておるのですが、どういふふうになっておるのか。あるいはまた、これからまたいろいろ災害時など公社の関与するところであるという思わぬ社会不安を起こすような事故が起これる、あるいはまた、それに対する対策というものが十分できておるのかどうか、その辺のことについてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○菊地説明員 お答えいたします。

銀行関係で二件とおっしゃいましたのは恐らく太陽神戸銀行にかかる事故ではないかと思いますが、二回続いて起こったわけでございますが、一件につきましては、うちの方の中継所にあります真空管の故障が原因であったということでございます。この点につきましては、従来から定期点検をやっておったのですが、さらにこれに加えて、この時点で全国的な点検を強化したというようなことをとらずに行いました。な

お、こういった真空管型の施設につきましては、現在若干残っておりますが、これを新しいものに切りかえていくということで対策をとっているわけでございます。

それからもう一件起こりましたものにつきましては、実はその後回線の調査をいたしました、現時点でも原因が実はつかめないというような事態にございます。それでユーザーさん側と私どもと一緒に原因を究明を急いでいるということでございます。

そのほか、このようなオンラインシステムの故障というものがやはり大きな影響を利用者の皆さんに及ぼすということから、送路につきましても故障が起これば送路を分散使用するとか、そのような手段を講じておるわけでございますが、全体としまして通信回線全体の使用に關しますオンラインシステムというのは非常に重要になっておるといふことから、いろいろな観点からサービスの安定に努めてまいりたい、こういうふうな思っているわけでございます。

それからもう一つ、全般的な災害のことに關してどのような対策を持っているかというお尋ねかと思っておりますが、それは地震とか台風とかということに対する対策ということでございまして、か。——その点につきましては、私も電電公社といたしましては、災害時の通信確保ということが非常に大事なものであるという強い認識のもとに常々対策を進めておるところでございます、大体大きく申し上げまして三つほどの柱があるように思っております。

その一つは、災害が起これまして、通信設備自体を強くしておくことによりまして故障が起これないようにする、また起これまして、システム全体としまして通信の確保が図れるように持っていく、これが一つの方策でございます。

それからもう一つは、大きな災害が起これまして、ある特定の地域が全国との通信との関係で孤立をしないようにしていくことを頭に置

いて、たとえば孤立防止用の無線機でありますとか、そのようなものを配備しておることによって孤立防止を図る。

それからもう一つは、当然の話であります、被害を早く復旧するというところでございまして、復旧機材の前進基地を設けてそこに配備するとか、あるいは要員を常々そういう事態に備えまして訓練をして、いざという場合に備える体制を整えるというようなことで早く復旧を図る。

こういう三つの柱によりまして対策を講じておる、こういうことでございます。以上でございます。

○依田委員 さのうから民営論というのがいろいろ議論がなされた。総裁として、あるいは公社としてのお考えというのはなかなか出てないわけがあります。しかし、そういう面からお尋ねするとまた同じお答えが出てくるのだと思うのですが、外国では電話についてはいろいろな経営形態がある。アメリカやカナダは民間でやりになっておる。ヨーロッパあたりでは郵便省、郵便と一緒のところもあるわけでありまして、そういう海外で民間でやっておるところの長所、短所、それがわかれれば民営がいいか悪いかという一つの参考になると思うのであります。

そこで、アメリカは典型的な民営になっておるわけでありまして、主にこれの短所ですね、この辺をどういふふうにお考えになっておるのか、お話しをいただきたいと思っております。

○西井説明員 アメリカは、ただいま先生御指摘のとおり、電話会社だけでも千五百以上ございまして、そのほかいろいろな通信事業者があるわけでございます。ただいまさういふものの短所はどうかということでございますが、一つは、電話会社が非常に分かれておる関係で、電話料金が各電話局ごととまちまちである。同じ通信でありまして、電話局によつて料金が高い低いがある。御存じのようにアメリカは、そういう関係で、現在でもまだかなり手動局が残っておりますし、均一料金制というところがあります。そういう

うことで、全国あまねく公平なサービスができないというのが一つのアメリカの短所ではないかと思っております。

それから、電話については大体さういふことでございまして、御存じのとおり、最近いわゆる非電話系と申しますデータ通信を初めとします各種のサービスが発達をしております。アメリカはさういふものに対しまして、本質的に独占禁止、集中排除というたてまえから、そういう業をそれぞれごとに分類をいたしまして、一例を申し上げますと、いわゆるデータ通信事業者は付加価値通信事業なり通信事業に入れない、逆に通信事業者はデータ通信で何が付加価値通信であるか、何が電話であるか、こういう定義を非常に神経質にいたしますが、非常に詳しく規定をしておいたわけでありまして、最近のコンピュータ等の発展に伴いまして、その区分けが事実上困難になってきた。その付加価値通信なり電信電話なりデータ通信なりというものの境目がわかれてまいりまして、それと区別がつかなくなってきたというのが実態でございます。それに対応いたしますために、最近第二次コンピュータ調査という結果が発表になったわけでございますが、それでいいますと、そういう区分けはアメリカも断念をいたしまして、それを基幹通信と高度通信という二つに割って進めていくべきだと、こういうふうになっておるのがアメリカの実態でございます。

さういったときにどういふ事態が短所として出てまいりましたかということでございますが、いろいろな通信事業者がございまして、ただいまもお話がございましたデータ通信もさうでございますし、付加価値通信に至りまして、各通信事業者がたぐさんあるものですから、ある通信事業者と他の付加価値通信事業者との間のインターフェイスが合わない、それぞれの通信の約束事が違ふ、こういうことでお互いに、ある通信事業者に

加入している方がほかの付加価値通信事業者を利用したいといつてもこれがつながらない、こういう事態が出てまいってきけるわけでありまして、御存じのとおりこのデータ通信につきましては、いづれ自分の国の中から国際的な接続通信に発展していくだろうということが予測をされておりました、CCITTにおきまして、このデータ通信のインターネット、特にデータ通信の中でもネットワークに係ります、公社も提供いたしておられます回線交換サービス、あるいはパケット交換サービス、そういったものについて国際的な通信規約の統一を行おうじゃないかと、こういう話がありまして、御存じのとおりX-25勧告というのが出されて、世界各国これに通信規約を極力合わせていく、こういう約束になったわけでありまして、そういうことになってまいりますと、アメリカの中では公社がたぶんございまして、国際会議においてアメリカとしての発言が全くできない。各企業体によってまちまちの通信規約でありますので、そういうことに対して逆に主導権がとれない。御存じのとおりこのX-25勧告のときの主導権をとりましたのはヨーロッパのフランスを中心といたしまして、日本もそういう国際規約を統一するべきということについてもちろん賛成の意を表したわけでございますが、そういうことになってきますとアメリカというのは、何といひますか、歯が立たないと申しますか、国際的な場に立つてくると発言することもできない、こういう状態でございます。結局、長々と申しましたけれども、一言で申しますと、まあね公平に、かつすべての人に通信ができる、こういうことについては、公社がたぶんあるということによって生ずる非常なアメリカの制度上の短所ではないかと、われわれはこういうふうにかえておる次第でございます。

〔堀之内委員長代理退席、委員長着席〕
○依田委員 時間が参りましたので質問は終わらせていただきますけれども、あと質問しようと思つたことで、いま非常に景気が悪い、政府もいろいろ、公共事業の七〇%以上の前倒しであるとかあるいは中小企業に工事を振り向けるとか、いろいろやるわけがあります。公社もいろいろたくさん建設投資をなさるわけでありまして、ひとつ政府のそういう意図をぜひ具現していただきたい、こう思うわけでありまして、
また、いま民営論を初めとして、国庫納付金、いろいろ公社に対する風当たりが強いわけでありまして、せっかくいろいろ合理化をなさつておる、そういうものに対する士気に影響するのでは困るのであります、公社の皆さん方のこの士気を高めるためにインセンティブをどうやってつていくか、ひとついろいろお考えをいただきたい、こういふふうに思うわけでありまして、
以上をもちつて終わります。
○佐藤委員長 依田実君の質疑は終わりました。
鈴木強君。
○鈴木強委員 最初に大臣と総裁に、公企体のベースアップの問題でちよつとお伺いをしたいのであります、昨日有額回答が行われたようでございます。中身は四・四四%でございますが、八千二百八十五円程度のベースアップになりました、これではとうてい公企体労働者が納得できるものではないと思ひます。したがって、電電公社を除く二公五現の場合には、きょう、明日中に公労委の方に調停申請をするというように聞いておるわけでございます。あとは公労委の諸先生方の御苦勞にまつのであります、しかし政府といたしましてはさらに最善の努力を尽くしていただくように大臣にはお願ひを申し上げます。

それから公社の場合には、まだ回答は出しておらないと思ひますが、歴史的に自主交渉方式をとつてきておるわけでありまして、さらに交渉を続けて、そして最善を尽くしていただくようにお願いしたいわけでございます。

大臣も、何か昨年並みという、そういう一般的な了承の中で、さらに微調整もしていただいたというところも新聞で報道を聞いておりますので、御苦勞に感謝しますが、さらにひとつぜひ今後、やはり自分のことですから、公益側委員もいらつしやいますし、ぜひひとつ最善の努力をしていただきたい、こう思ひまして、お二人から、簡単に結構ですから所信をお伺いします。

○山内国務大臣 昨日関係関係会議を開催いたしました、今回のベースアップについていろいろ協議をいたしましたのでございますが、まず第一に考えましたことは、労使関係の安定を図らないといけないのじゃないか、非常に重大な時期でございますので、大いに生産性の向上をしようというためには労使の関係がまず一番重要である、ただ、いろいろな条件が昨今起つてまいりまして、公共企業体等の経営の徹底した改善、合理化を求める国民世論の動向も出てきたのじゃないか、さらには逼迫した財政事情、それから民間賃金の動向等をも総合的に勘案して有額回答するように、こういう打ち合わせをきのう行ったところでございます。

そこで、郵政省としてもいろいろ検討させていただきます、やはり三公社五現業のある程度の横並びということもこれは考えざるを得ないというところで、基準になりましたことはベースアップの率を昨年並みにする、あとは、昇給の問題はそれぞれ組合が違いますので、それに加算をしてやるといふので、数字は御承知のとおり平均の四・四四よりは上がっておりますけれども、そういう関係で基準をそろえて額を算定した、こういう次第でございます。

そこで昨日、四時三十分組合に来ていただきまして回答を行ったのでございますが、組合は不満の意を表明され、持ち帰りになり検討することになりました、本日また交渉を再開することになつておるわけでございます。ただ、いづれは公労委の場に移るかと思ひますけれども、郵政省としてはさらに誠意を持って対処してまいりたいと思ひます。

考えているわけでございます。

○真藤説明員 公社の方はまだ組合に対して回答をいたしておりません。しかし、その辺のスケジュールのことはもちろん組合と十分打ち合わせた上で進んでおりますが、回答いたしましたその後十分組合と対応していきたいと思ひます。この問題に対処する組合の方針に乗って十分な討議を進めていくつもりでございます。

○鈴木強委員 わかりました。どうぞよろしくお願ひします。

それで、この法律案につきましては大体同僚各位からの質疑でほとんど尽きておりますので、重複を避けて残されている部分を若干最初にお尋ねをいたします。

この法律の施行期日の問題でございますが、「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」こういうふうになつておるわけでございます。そこで、遠近格差の五百キロメートル以上について、それから今度は日曜、祝日につきましては新しく制度として確立されるわけでございますが、予算を見ますと、五百キロ以上は大体六月ですが、それから日曜、祝日は十月より実施、こういうふうになつておると思ひますが、いまの国会審議の状況からいまして相当にやはり――後ほど公布問題で私は総裁に伺いたしたいのですが、加入者への十分な周知徹底も必要でありまして、したがって、いまの段階で六月実施ということが可能かどうか、この辺の見通し、それから日曜、祭日につきましては後ほどお伺いしますが、料金の決め方等も郵政大臣の認可を得て決めるということになつておりますので、果たして十月からできるのかどうか、この辺ちよつとはつきりしていただきたい。

○守住政府委員 お答え申し上げます。

お尋ねの実施時期の問題二つあるわけでございますが、第一の五百キロ以遠の遠距離の通話料の引き下げ、お尋ねのように予算積算上は両方とも六月、十月、こういうふうな積算としてはや

おったわけでございますが、この実施に当たりましては、御承知のとおり全国の交換局の課金装置のプログラム全部を変更する、こういう作業が要るわけでございます。したがって、今回御審議をお願いしておりますこの法律の内容が、参議院もごさいますけれども、確定した後にございまして、法律で定めますように三カ月以内に政令で定める日、その三カ月という意味はおおむね三カ月程度はかかるであろう、電電とも打ち合わせましてそうした次第でございますので、六月一日というのはいまだ、こういうことでございまして、三カ月以内という目途でおるわけでございます。それからもう一つの日曜、祝日の割引料金の方でございますけれども、これは御利用がほとんど住宅用というふうにも実は受けとめておりますし、これは六十キロ以上、こういうことでございまして、したがって、その点も考えておるわけでございますが、できる限り早い時期に目途をつけたい。これも同じように課金装置全部を操作しなければならぬということもございまして、でも、できる限り早い時期という考え方には立っております。ただ、いまの時点でははっきり申し上げられませんが、いろいろ御相談しながら、またこれが明確になりましたら通信委員会の方には御報告申し上げたい、このように考えておる次第でございます。

○鈴木(強)委員 ただ局長、予算上十月から実施となっておりますが十月からは無理だと——六月の方はわかりました。六月は無理だ、したがって七月ですね。三月末日に公布されたとして、四、五、六ですから六月一日ということでしょう、ところが四月の半ば、参議院もございまして、当然五百キロ以上の遠距離等の話は……、なお仮定のものですからかなりむずかしい面もあると思いますから、十月は無理だ、十一月以降になるということだけは言えませぬ。

○守住政府委員 日曜、祝日の割引制度の方は、法律が確定いたしましたして、認可料金にするという

ことでございます。また一方では、同じような性質の夜間割引というのは昨年十一月二十七日から始めておる、こういう状況でございます。したがって、そういう夜間割引の状況を見ながら、しかし国民の御期待も非常に多いという問題意識を持っておりまして、私どもの気持ちとしては、いろいろ御相談しなければなりませんけれども、うまく準備が整いますなら何月一日でなくとも、後の方じゃなくてむしろそれを早めたいという、これはいろいろ関係の方とか公社とか、実務面いろいろございまして御相談しなければなりませんけれども、気持ちとしてはそういう気持ちを持っておるということでございます。したがって、いま未確定でございますし、またこれは認可料金で国民との関係が非常に深いこととございまして、郵政審議会にお諮りするということも必要でございますが、そういうものもろのことも考えまして、まただんだん明確になりまして、次第でございまして、

○鈴木(強)委員 局長、これは予算的に十月ということを一応決めて予算編成したのでしよう。できればそれより前にということ、決定した方針から見ればあなたの発言はちょっとおかしいと思うのですよ。少なくとも十月以前に施行できるといふことじゃないでしょう。要するに予算編成上十月から実施ということになっていふんだから、できたら早くやりたいなんということとはちょっとおかしいんじゃないですか。

○守住政府委員 気持ちとしてそういう気持ちでいろいろなものに取り組みたい、準備作業その他もございまして、各般の準備を進めたいということとを申し上げたわけでございます。ただ予算積算上はやっておりまして、六月一日自体の予算積算も事実上崩れたわけでございますので、多少おくれますので、そういう点も考慮の中に入るのでないか。予算上と申ししても、分計上はそういう積算をいたしておりますけれども、公社の予算上の問題、収支に与える影響というの

は、日曜、祝日だけでなく、五百キロ以上と日曜、両方という意味で申し上げておる次第でございます。

○鈴木(強)委員 だから、それは余りこだわらないうで、少なくともこれは閣議が決定して政府が出して予算委員会を通っているのだ。十月から日曜、祝日の割引をやります、こういうことになっているのでしよう。だから十月以前にということではあり得ないので、十月以降ということですから、そこをあなた余りへ理屈を言わないで、節回しが悪かったら悪かったでちゃんと訂正したらどうですか。それが明らかになっていいのだ。官僚というのはいまだそういうところがある。

○守住政府委員 おっしゃいますとおり、予算の積算は十月一日から、こういうふうにいたしておるわけでございます。したがって、一応予算を念頭に置いて、しかし気持ちとしては、いろいろ準備がございまして、なるべくという気持ちを持っておる。しかし、そのためにはいろいろな実務面の手続も要りますし、郵政審議会その他のものも要る、それからまた夜間割引の十一月からの状況も十分見ていかなければならぬ、こういう面も考えております。

○鈴木(強)委員 気持ちとしてというお話だけれども、それも郵政省の局長としての発言としては行き過ぎですよ、正直言つて。

だつたらこれから質問いたしますが、たとえばこれは認可料金でしよう。この料金は一体どうお決めなさるのですか。本来であれば、少なくともこういうものにした方がいいの素案は、われわれが審議をしている途中できようあたりは出てこないけれども、そういうもの、一体どういう距離別でどういうふうな割引していくのか。これは新しい制度ですから、郵政大臣が認可をして決めるものでしょう。そういうものの準備もでき上がつるのですか。そういうものの準備もでき上がつるのですか。そういうものを三カ月以内に実施するということから、法律的には三カ月以内に実施するということが、そういうふうなことを考えても、ちゃんと法律というか、政府が決定した方針に従って後

はやっていくというのが正しい答弁であるわけですよ。

この認可料金について、六十キロ以上を超える区域外の通話の場合ですから、これについての大臣認可の料金というのは一体どういうものかを考えているか、ちょっと説明してください。

○守住政府委員 これは認可料金になるわけでございますので、まず公社自身がどのように判断されるかということが基本になる。それを受けまして私も御相談して、かつ郵政審議会の諮問もやりまして決める、こういうことでございまして、

○鈴木(強)委員 それは形式的にはそういうことです。それから、そのとおりです。だから公社の方と十分に連絡をとりつつ、少なくとも法案を提案をしていくわけですから、一つの政令事項と同じように、やはりわれわれが審議をしている際に、日曜、祭日というのは今度料金が割引になる、それは新しい制度ですから、どういうふうな割引をされていくかというぐらゐのことはわれわれは知らなければならぬですよ。

最初にあなたが、通信委員会の方にもよく相談をして報告します、こう先手を打っておっしゃったから、その点は非常に私にはりっぱだと思いましたが、ですから、電電公社の方にも聞きたいのですけれども、この認可についての準備はどうなのか。そして郵政省としてもその点は、今度は政策局ができたのですから、十分に連絡をとりつつやっていると私は思うから申し上げたわけですが、しかも十月一日からということについての、早目という気持ちのことも言われましたから、そういう点との関連で私はあなたに質問したわけですから、順序はあなたの言うのとおりだ。だから、公社の方ではいまだどんなですか。

○西井説明員 お答えいたします。

日曜、祝日の割引につきましては、夜間割引の例もございまして、六十キロメートルを超える市外通話につきまして、一般の夜間割引と同様に、日曜、祝日の昼間も四割引きということで郵

政省の方にお願いをいたしたい、このように考えておる次第でございます。

なお、認可料金につきましては、長距離の屋間料金が変わることにやまして、バランスをとって変えなければならないというものもあるわけでございます。この委員会でも御質問が出ておりまして、たとえば専用線の長距離区間をどうするかとか、その他いろいろ細々したものがございまして、そういったものも含めまして、ただいま郵政省の御当局と下打ち合わせをさせていただいておりますところでございます。

○鈴木（徳）委員 私も何か値下げするのを根本的に反対しているようにとられては心外ですからね。そういう意味じゃないのですよ。要するに順序を踏んでいくならば、当初十月と予定したこととは、法案が全体的におくれているわけですから無理ではないだろうか、そういう意味において申し上げているのですから、この点はひとつ誤解しないようにしておいていただきたいと思うのです。ですから、そういう手続を踏んで、局長も通信委員会にも報告をします、こうおっしゃっておるののですから、そういうようにいたしまして、国民が納得をし、ああよかったと言うように、まあ行き違ひがありますと、せっかくやるものがかえって誤解を受けますとおかしくなるものですから、そういう点の周知を十分にやった上で実施していただく。こういう意味において、予算編成時にも時間的に余裕をとって十月ということになったのでしようから、少なくともそういう線でひとつやってほしいというのが私の考え方ですから、その点は答弁は要りませんけれども、局長もうなづいておられますから、そういうふうにしていただきたいと思ひます。

それからその次に、昨年郵政省設置法が改正されました、電気通信政策局が発足したわけでございます。その際、附帯決議がございます。

情報通信事業が、国民の理解と納得の上に立つて、社会的責務を全うし得るよう、その事業運営について、国民各層の意見が反映する体制

のあり方を検討するため、適正な構成による機関を速やかに設け、国民の負託にこたえる結論を得るよう努めること。

こういう附帯決議がございます。これに基づいて、ここでも論議になりました電気通信政策懇談会というものがつくられたものと承知いたします。これは非常に結構でございます。したがって、電気通信政策局が長い懸案の中から誕生したわけですから、それに即応するような審議機関としてのあるものが私たちは必要ではないか、こう思っているわけです。ですから、できればいまの郵政審議会というものから、その中に電気通信部会ですか、そういうのがございますが、それを独立させて、そしてもう少し内容を充実したものにしたいと、これから多様化する電気通信のいろいろなサービスに対応するいろいろな施策も十分論議ができないのじゃないかという心配もあるわけです。ですから、そういうようないまも考えておるのです。

しかし、折から第二臨調との関係もありまして、にわかになんかこれをするといつてもむずかしいと思います。そこで、相なるべくは電気通信部云ですか、こういうものをもう少し内容を充実する。委員も四十五人以内となつていますね。現在は三十四名というように聞いておるわけです。ですから若干の委員の任命もできるでありましょう。専門委員についてはもう少し増加することも可能だと思いますから、そういうこともあわせ、実質的に内容を充実して、そしていま私が主張しているような電気通信審議会というものにかかわるべきというのは語弊があるかもしれませんが、そういうものに匹敵できるように内容を充実した上で、形式は別として、とりあえずやっています。分離してやろう、政策審議会をつくらう、ということとは私は捨てておりませんよ。しかし無差だろうという判断の上で、妥協的な考え方もないませんが、そういうふうにしておいて、やが

てまた時代が来るでしょう、そういうことにしたらどうか、こう思うのですけれども、その点局長としてはいかがでしょう。

○守佐府委員 先ほどお読み上げになりました内閣委員会の方での附帯決議、われわれもよくこれを踏まえておるわけでございます。したがって、御承知のとおり電気通信政策懇談会、私的懇談会ではございますが、こういうものの中でいろいろ御議論いただこう、またその課題の中で、実は整理されました主要課題の中で、国民の声を幅広く反映できる仕組み等について見直し、検討が必要である、こういうのも、最近の専門委員会です。たまたま台をつくりましたけれども、その中にも実は入れておるわけでございまして、この懇談会の中で、先生おっしゃるようないろいろな考え方があると思いますので、方向づけと申しますか、そういうものを私どもは期待しておる、こういうことでございます。

だから、抜本的なものは行革といいますが、そういうあれでございますのでこれは別といたしまして、現在も電気通信部会、十余名いらつしやいまして、電気通信工学その他情報関連、いろいろな専門の学識経験者も十分お入りになっておられますけれども、また、先生のおっしゃいましたような御趣旨も踏まえて、十分御参考にしていただきまして、この懇談会の一つの提言という形を期待しておる、こういう状況でございます。

○鈴木(強)委員 わかりました。それから、公社は第二次長期五カ年計画をおつくりになるわけですが、真藤総裁のきのうの御答弁で、この秋ごろには大綱をまとめた、そういうような御方針でございます。遅きに失しているように私は思うわけですが、ぜひこれはスピードアップをしていただいて、国民の前に早く明らかにしていただくようにお願いをするわけです。

特にその中で新しいサービスの問題ですが、きのう久保委員からも御質疑がございまして、いま労使間で整理ができ、まだ実施されず認可のして

いないものが幾つかございます。八つですか、そういうものも早くやっていただくわけですが、人が足りないというような話も聞きました。発売早々で大変だと思いますが、ひとつできるだけ早くやっていただきたいと思います。

特にきょうこでもう一つ念を押して聞いておきたいのは、ファクシミリのことなんでしょう。公衆の場合には、昨年八月十五日から御承知のように試行としてやっておるわけでございますね。したがって、東京、関東、東海、近畿の各通信局内の電報電話局でのファクシミリをつけているところは最寄りの局から伝送できる、こういうことが試行的にやられてはいるわけですが、加入者は早くしてはほしいという意見もあるわけですよ。したがって、いろいろありますけれども、時間の関係がありますから、これはもう、一つの試行段階として公衆ファクシミリのやられておるわけですから、加入ファクシミリの方も早急に実施できるように御配慮していただきたい。特に五十六年度の電電公社の予算編成の中を見ましても、こういう問題については重点的に拡充をやっているというふうな予算の内容にもなっておりますわけでございますから、ぜひ速やかに認可できるように措置をとっていただきたい、こう思います。その他の問題もそうですけれども、これだけ特にピックアップしたわけですが、いかがでしょう。

○守佐政府委員 お尋ねの中での、報道局の中にありますところの公衆ファクス、これは試行サービスとしていま現在やり出したというところでございますが、もう一つのミニファクスと申しますか、それと加入ファクシミリ網という二つの問題、実はこれがうらはらで結合しておるというわけでございます。そういう点についてもいろいろな事務的にも御相談を受けておるわけでございますけれども、ファクシミリ通信の大衆化を図るということで、非常に小型の、はがき大のA5判でございませけれども、そのこと自体は非常に結構で意義のあることだ、こう思っておるわけですが、実は計画されております加入ファクシミリ網にいい

○鈴木惣委員　まあ人が足りないのではなくて、基本的な政策の問題にまだ未解決の問題がある、こういうように受けとめました。これはこの委員会を通じて公社側からもういろいろと外国の例やなんかも伺いました。したがって、確かに大事なことでございますから、ひとつ十分に慎重な議論を重ね、またこれができるだけ実現できるように——型式その他についてもこれは御相談いただければいいわけですから、そして加入者の方とはとにかく早くやってほしい、こういう希望があるわけですから、その期待にこたえるのがやはり電電公

時間が非常になくなりまして、最後に、電電公社総裁御就任以来、いろいろ公社の広報活動については御所見をこの委員会でも述べになっておるわけでございますが、五十六年度の問題についても私、ちょっと伺いたったのですが、時間が

が、確かに私は、今度の納付金の問題を見ましても、行管庁が指摘しているように一兆千億かもの金がまさに金庫の中に余剰金としてたまっておるんだというような錯覚を受けるような発表が出てくる、これは事業を知らない者が言うことであって

やっていると申しますけれども、まだ国民大衆から本当に理解してもらえないところまでいていない、こういうことは事実だと思ひます。それから、最近電子交換機等の一連の事故が出ております。これも上と同じ、こつこつと進んで

だめじゃないかという批判がやはり出てきますよ。それから銀行のオンラインシステムにおいて故障が起こる。これはまさに電電公社がミスをやっているんだというふうに一般の人たちは受け取っておる、そういうことですな。

きのうの局長の話ですと、日本国全体としての立場はわかりました。情報化社会に向かって、一方では公開論があり、一方ではプライバシーがある。しかし、あなたのやることは電電事業、電気通信事業を一体プライバシーの立場からどう持つ

をしていただく必要があるのじゃないか、こう私は思うのですよ。

確かに、いろいろな雑誌や新聞等にかんりの広報活動をしていることは、私は率直に認めますけれども、新鋭歳が五十六年度こきましても、玄

総表かいて、御礼言いたたいて、身位白く行重に
入っているようでございますので、ちよっとその
点を総裁から、この広報活動のあり方、自分はこ
ういふふうな考え方で発想をしてこうやっただ
というふうな御所見を承りたいと思います。

ントだけを頼んでおるわけでございますが、こういう公共機関でございますので、私は二つの広報

これはどの企業でもあることでございますが、社内に対する、従業員に対する広報というところでございますが、これも独占企業なるがゆえに、一般の企業とは違った方向がやはり考えられなければなりません。

○鈴木(強)委員 終わります。ありがとうございます。

○佐藤委員長 鈴木強君の質疑は終わりました。

○佐藤委員長　これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
いたします。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長　起立総員。よって、本案は可決いたしました。

○佐藤委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、堀之内久男君外四名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨説明を求めます。堀之内

久男君。
○堀之内委員 提案者を代表して、ただいま議題

となりました附帯決議案について趣旨を説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

この法律の施行に当たり、政府並びに日本電信電話公社は、次の各項の実施に努むべきである。

一 電気通信事業の高度の公共性及び日本電信電話公社設立の趣旨にかんがみ、経営の主体性を発揮し、効率的な事業運営を行い、公社の健全な財政を維持するよう努めること。

一 公社の監査機能の強化等経営委員会の充実及び経営の一層の公開を図るよう努めること。

一 通話料の遠近格差の是正、グループ料金制の導入などについて今後引き続き検討するとともに、福祉形電話の充実、国民のニーズに即した新サービスの提供に努めること。

一 地域集団電話の一般加入電話への種類変更に当たっては、加入者の理解と協力を得て円滑に実施すること。

一 電気通信事業の発展並びに企業努力の成果をあげるために、同事業に従事する職員等に適切な労働条件が確保されるよう努めること。

以上のとおりであります。

この決議案は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブの各派共同提案にかかるとありまして、案文も当委員会における質疑等を十分勘案して作成したものでございますから、その趣旨につきまして改めて説明を要しないと存じますので、この際省かせていただきます。

何とぞ、委員各位の御賛成をお願いする次第でございます。(拍手)

○佐藤委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、山内郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。山内郵政大臣。

○山内国務大臣 ただいま公衆電気通信法の一部を改正する法律案を御可決いただきましたことに對し、厚くお礼を申し上げます。

この委員会の御審議を通じて承りました御意見につきましては、今後、電気通信政策を推進していく上で十分生かしてまいりたいと存じます。

また、附帯決議につきましては、今後その趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。まことにありがとうございます。

○佐藤委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐藤委員長 次に、電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を求めます。山内郵政大臣。

電波法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○山内国務大臣 電波法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

最近における無線局の免許申請者及び無線従事者国家試験の受験者の増加に対応して行政事務の簡素合理化と申請者等の利便の増進を図るため所要の規定を設ける必要があります。

また、アマチュア無線局については、相互に相手国の国民による無線局の開設を認め合うという最近の動向にかんがみ、外国人にもアマチュア無線局の免許を与えることができるようにすることにより、日本人が諸外国においてアマチュア無線局を開設し得るようになる必要があります。

さらに、違法な無線局の増加に対処するため、罰則の規定を整備する等の必要があります。

この法律案を提案した理由は、以上のとおりであります。次にその概要を御説明申し上げます。

まず第一に、郵政大臣は、郵政省令で定める無線設備(特定無線設備)について技術基準適合証明を行うこととする。同時に、郵政大臣の指定する者(指定証明機関)にもこれを行わせることができる。と

また、指定証明機関は、公益法人であること等の指定の基準を定めるとともに、その行う技術基準適合証明の審査は、一定の要件を備える者に行わせなければならないとし、指定証明機関の役員

の選任及び解任、業務規程並びに毎事業年度の事業計画及び収支予算については、郵政大臣の認可を受けなければならないとするほか、郵政大臣は、指定証明機関に対し、技術基準適合証明の業務の状況に報告させ、またはその職員に指定証明機関の事業所に立ち入り、技術基準適合証明

の業務の状況等を検査させることができる。とする等必要な監督規定を設けることとしております。

第二に、郵政大臣は、技術基準適合証明を受けたい無線設備のみを使用する無線局については、簡易な手続により免許を与えることができる。として

第三に、郵政大臣は、その指定する者(指定試験機関)に、特殊無線技士、電信級アマチュア無線技士または電話級アマチュア無線技士の資格の無線従事者国家試験の実施に関する事務(特定試験事務)を行わせることができる。とし、指定試験機関は、特定試験事務を行う場合において無線従事者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、一定の要件を備える者に行わせなければならない。とする。と

また、指定試験機関の指定の基準、指定試験機関の役員(選任及び解任等)についての郵政大臣の認可その他指定試験機関の監督等については、指定証明機関に準じて定めることとしております。

第四に、アマチュア無線局については、日本国民に対して同種の無線局の開設を認める国の国民に対しても免許を与えることができる。とする。と

また、外国人のアマチュア無線局については、その外国人の属する国における日本国民の無線局に対する取り扱いとの均衡を考慮して、その免許等に条件もしくは期限を付し、またはその運用を制限することができる。としております。

第五に、現行電波法は、郵政大臣の免許がないのに無線局を運用した場合は刑罰を科すこととしていますが、これを改め、郵政大臣の免許がないのに無線局を開設した場合にも刑罰を科すこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を経過した日としておりますが、郵政大臣の免許がないのに無線局を開設した者に対する罰則の改正規定は、昭和五十八年一月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○佐藤委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。
次回は、来る二十二日午前十時理事会、十時十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 無線設備(第二十八条―第三十八条)」を「第三章 無線設備(第二十八条―第三十八条)」を「第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明(第三十八條の二―第三十八條の十五)」に、「第百四條の三」を「第百四條の六」に改める。

第五條第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「但書」を「ただし書」に改め、同項に次の一号を加える。

四 アマチュア無線局(個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。以下同じ。)であつて、その国内において日本国民が同種の無線局を開設することを認める国の国籍を有する人の開設するもの

第十五條中「再免許及び」の下に「第三十八條の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する無線局その他」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明

(技術基準適合証明)

第三十八條の二 郵政大臣は、小規模な無線局に使用するための無線設備であつて郵政省令で定めるもの(以下「特定無線設備」という。)について、第三章に定める技術基準に適合していることの証明(以下「技術基準適合証明」という。)を行い、又はその指定する者(以下「指定証明機関」という。)にこれを行わせることができる。

2 指定証明機関の指定は、郵政省令で定める区

分ごとに、技術基準適合証明を行おうとする者の申請により行う。

3 郵政大臣は、指定証明機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の技術基準適合証明を行わないものとする。

4 郵政大臣又は指定証明機関は、技術基準適合証明を受けようとする者から申請があつた場合には、郵政省令で定めるところにより審査を行い、当該申請に係る特定無線設備が第三章に定める技術基準に適合していると認めるときに限り、技術基準適合証明を行うものとする。

5 郵政大臣又は指定証明機関は、技術基準適合証明をしたときは、郵政省令で定めるところにより、その特定無線設備に技術基準適合証明をした旨の表示を付するものとする。

6 技術基準適合証明を受けた特定無線設備以外の無線設備には、前項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

7 郵政大臣は、第一項の郵政省令を制定し、又は改廃しようとするときは、通商産業大臣の意見を聴かなければならない。

8 郵政大臣は、第四項の郵政省令を制定し、又は改廃しようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

(指定証明機関の指定の基準)

第三十八條の三 郵政大臣は、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定証明機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、技術基準適合証明の業務の実施の方法その他の事項についての技術基準適合証明の業務の実施に関する計画が技術基準適合証明の業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 前号の技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる財政的基礎を有するものであること。

三 技術基準適合証明の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて技術基準適合証明が不公正になるおそれがないこと。

ないこと。

四 その指定をすることによつて申請に係る区分の技術基準適合証明の業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

2 郵政大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、指定証明機関の指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

三 第三十八條の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第三十八條の六第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

第三十八條の四 郵政大臣は、指定証明機関の指定をしたときは、指定証明機関の名称及び住所、指定に係る区分、技術基準適合証明の業務を行う事務所所在地並びに技術基準適合証明の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定証明機関は、その名称若しくは住所又は技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 郵政大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(技術基準適合証明の義務等)

第三十八條の五 指定証明機関は、技術基準適合証明を行うべきことを求められたときは、正当

な理由がある場合を除き、遅滞なく技術基準適合証明のための審査を行わなければならない。

2 指定証明機関は、技術基準適合証明を行うときは、郵政省令で定める測定器その他の設備を使用し、かつ、郵政省令で定める要件を備える者(以下「証明員」という。)にその審査を行わせるなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第三十八條の六 指定証明機関の役員及び解任は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定証明機関は、証明員を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 郵政大臣は、指定証明機関の役員又は証明員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第三十八條の八第一項の業務規程に違反したときは、その指定証明機関に対し、その役員又は証明員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第三十八條の七 指定証明機関の役員若しくは職員(証明員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、技術基準適合証明の業務に関して知り得た秘密を漏らししてはならない。

2 技術基準適合証明の業務に従事する指定証明機関の役員及び職員(証明員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務規程)

第三十八條の八 指定証明機関は、郵政省令で定める技術基準適合証明の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可をした業務規程が技術基準適合証明の業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定証明機関

に対し、これを変更すべきことを命ずることが出来る。

(事業計画等)

第三十八条の九 指定証明機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定証明機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十八条の十 指定証明機関は、郵政省令で定めるところにより、技術基準適合証明に関する事項で郵政省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第三十八条の十一 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定証明機関に対し、技術基準適合証明の業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び立入検査)

第三十八条の十二 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定証明機関に対し、技術基準適合証明の業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定証明機関の事業所に立ち入り、技術基準適合証明の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務の休廃止)

第三十八条の十三 指定証明機関は、郵政大臣の許可を受けなければ、技術基準適合証明の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 郵政大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十八条の十四 郵政大臣は、指定証明機関が第三十八条の三第二項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 郵政大臣は、指定証明機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが出来る。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第三十八条の三第一項各号(第四号を除く。)の一に適合しなくなつたと認められるとき。

三 第三十八条の六第三項、第三十八条の八第二項又は第三十八条の十一の規定による命令に違反したとき。

四 第三十八条の八第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで技術基準適合証明の業務を行ったとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 郵政大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(郵政大臣による技術基準適合証明の実施)

第三十八条の十五 郵政大臣は、指定証明機関が第三十八条の十三第一項の規定により技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定証明機関に対し技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定証明機関が天災その他の事由により技術基準適合証明の業務

の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第三十八条の二第三項の規定にかかわらず、技術基準適合証明の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 郵政大臣は、前項の規定により技術基準適合証明の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる技術基準適合証明の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 郵政大臣が、第一項の規定により技術基準適合証明の業務を行うこととし、第三十八条の十三第一項の規定により技術基準適合証明の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における技術基準適合証明の業務の引継ぎその他の必要な事項は、郵政省令で定める。

第四十一条第二項中「行なう」を「行う」に、「第四十八条後段」を「第四十八条第一項後段」に改める。

第四十四条から第四十七条までを次のように改める。

(無線従事者国家試験)

第四十四条 無線従事者国家試験は、無線設備の操作に必要な知識及び技能について行う。

第四十五条 無線従事者国家試験は、第四十条の資格別に、毎年少なくとも一回郵政大臣が行う。

(指定試験機関の指定)

第四十六条 郵政大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という)に、特殊無線技士、電信級アマチュア無線技士又は電話級アマチュア無線技士の資格の無線従事者国家試験の実施に関する事務(以下「特定試験事務」という。)を行わせることが出来る。

2 指定試験機関の指定は、前項の資格ごとに一を限り、特定試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 郵政大臣は、指定試験機関の指定をしたとき

は、当該指定に係る資格の特定試験事務を行わないものとする。

(試験員)

第四十七条 指定試験機関は、特定試験事務を行う場合において、無線従事者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、郵政省令で定める要件を備える者(以下「試験員」という)に行わせなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(準用)

第四十七条の二 第三十八条の三(第一項第四号を除く)、第三十八条の四及び第三十八条の六から第三十八条の十五までの規定は、指定試験機関に準用する。この場合において、第三十八条の三中「前条第二項」とあるのは、「第四十六条第二項」と、同条第一項、第三十八条の四第一項及び第二項、第三十八条の七、第三十八条の八、第三十八条の十一、第三十八条の十二第一項、第三十八条の十三第一項、第三十八条の十四第二項及び第三項並びに第三十八条の十五中「技術基準適合証明の業務」とあり、並びに第三十八条の三第一項第三号及び第三十八条の十中「技術基準適合証明」とあるのは、「第四十六条第一項の特定試験事務」と、第三十八条の四第一項中「区分」とあるのは「資格」と、第三十八条の六第二項及び第三項並びに第三十八条の七中「証明員」とあるのは「第四十七条の試験員」と、第三十八条の十四第二項第一号中「この章」とあるのは「第四十七条の二において準用するこの章」と、第三十八条の十五第一項中「第三十八条の二第三項」とあるのは「第四十六条第三項」と読み替へるものとする。

第四十八条に見出しとして「(受験の停止等)」を付し、同条に次の一項を加える。

2 指定試験機関は、特定試験事務の実施に関し前項前段に規定する郵政大臣の職権を行うことができる。

第五十五条中「第八条第一項の規定により指定

する」を「免許状に記載された」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五十八条中「個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。」を削る。
第七十三条第五項を次のように改め、同条第六項を削る。

5 第三十八条の十二第二項及び第三項の規定は、第一項本文又は第三項の規定による検査に準用する。

3 第三十八条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査に準用する。

第九十九条の十一第一項第一号中「(技術基準)」の下に、「第三十八条の二第二項(特定無線設備、第三十八条の五第二項(技術基準適合証明の義務等)を、「無線従事者の養成課程に関する認定の基準)」の下に、「第四十七条(試験員)を加え、同項第二号中「第七十六条第二項」を「第三十八条の

四の二 技術基準適合証明(指定証明機関が行うものを除く)を申請する者 一万六千円

第三百三条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。
第三百三条の二第二項中「左」を「次に」に改め、同項第三号中「航空機」を削る。

第八章中第四百四条の三を第四百四条の四とし、同条の次に次の二条を加える。

(指定証明機関又は指定試験機関の処分に係る審査請求等)

第四百四条の五 この法律の規定による指定証明機関又は指定試験機関の処分に不服がある者は、郵政大臣に対し、審査請求をすることができ

2 第八十五条から第九十六条までの規定は前項の規定による審査請求に、第九十六条の二から第九十九条までの規定は同項の処分についての訴訟に、それぞれ準用する。この場合において、第九十条第二項及び第九十六条の二中「郵

六第三項(第四十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による指定証明機関若しくは指定試験機関の役員、証明員若しくは試験員の解任の命令又は第三十八条の十四第二項(第四十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による指定証明機関若しくは指定試験機関の指定の取消し、第七十六条第二項に、「又は」を「若しくは」に改め、同項第三号中「放送事項の変更の許可」の下に、「第三十八条の二第一項の規定による指定証明機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定」を加える。

第五項に、「取消等」を「取消し等」に改める。
第三百三条第一項中「手数料を」の下に「国(指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては、当該指定試験機関)に」を加え、同項の表中第四号の次に次のよう

政大臣とあるのは、指定証明機関又は指定試験機関と、第九十条第二項中「所部の職員」とあるのは「役員又は職員」と、第九十六条の二中「異議申立てに対する決定」とあるのは「審査請求に対する裁決」と読み替えるものとする。

政大臣とあるのは、指定証明機関又は指定試験機関と、第九十条第二項中「所部の職員」とあるのは「役員又は職員」と、第九十六条の二中「異議申立てに対する決定」とあるのは「審査請求に対する裁決」と読み替えるものとする。

第四百四条の六 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四百四条の二の見出しを「(予備免許等の条件等)」に改め、同条第一項中「附する」を「付する」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四百四条の三 第五条第二項第四号に掲げる無線局については、前条に規定する条件又は期限を付することができるほか、その無線局を開設する者の属する国における日本国民の開設する無線局に対する取扱いとの均衡を考慮して、その予備免許、免許若しくは許可に条件若しくは期限を付し、又はその運用を制限することができる。

第六十六条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。
第八十八条中「わいせつ」を「わいせつ」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第九十条第二項中「五十万円」を「百万円」に改める。
第九十条第一項中「五十万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十条の二 第三十八条の七第一項(第四十七条の二において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十条中「左」を「次の」に、「五十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「無線局を」の下に「開設し、又は」を加え、同条第八号中「行ない又は」を「行い、又は」に、「行なわせた」を「行わせた」に改め、同条第九号中「若しくは」を「若しくは」に、「行ない」を「行い」に、「行なわせた」を「行わせた」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十条の二 第三十八条の十四第二項(第四十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定証明機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一条中「三万円」を「十万円」に改める。
第九十二条中「左」を「次の」に、「五十万円」を「二十万円」に改め、同条第四号中「又は」を「、又は」に改め、同条を同条第五号とし、同条第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。
一 第三十八条の二第六項の規定に違反した者

第九十三条中「左」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第六号及び第七号中「又は虚偽を」、「又は虚偽」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十三条の二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定証明機関又は指定試験機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の十(第四十七条の二において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十八条の十二第一項(第四十七条の二において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十八条の十二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第三十八条の十三第一項(第四十七条の二において準用する場合を含む。)の許可を受けないうて、技術基準適合証明の業務の全部又は特定試験事務の全部を廃止したとき。
第九十四条中「第九十条から前条まで」を「第九十条及び第九十一条から第九十三条まで」に、「外」を「ほか」に改める。
第九十五条中「三万円」を「十万円」に改める。
第九十六条中「左」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第九十条第一号の改正規定は、昭和五十八年一月一日から施行する。

(経過措置)
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

無線局の免許申請者及び無線従事者国家試験の受験者の増加に伴い、行政事務の簡素合理化を図るための所要の措置を定め、併せて諸外国の動向にかんがみ、外国人にもアマチュア無線局の免許を与えることができるようにするとともに、違法な無線局の増加に対処する等のため、罰則の規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十六年四月二十三日印刷

昭和五十六年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D